

「ゆう活」に向けた全府省共通の取組事項について

平成28年6月24日

内閣官房

「ゆう活」の期間中（7・8月）、各府省におかれては、以下の事項を特に徹底していただき、具体的な取組を通じて超過勤務縮減に取り組まれない。

なお、概算要求等に伴う作業などについては、別添のとおり回答を得ている旨、申し添えます。

1 20時までの消灯の励行

期間中は、本府省等（霞ヶ関等）において、原則として20時までの庁舎消灯を励行する。

2 幹部による各フロア巡回の励行

各府省等の幹部は、率先垂範して定時退庁を行うとともに、庁内の各フロア巡回等により職員の早期退庁を促す。

3 16時以降の会議、発注、待機の原則禁止

期間中は、16時以降に原則として会議を行わない。また、作業・調査依頼や法令・閣議決定等の協議について、16時以降の依頼や、超過勤務を前提とした短期間の締切設定を禁じる。したがって、16時以降の待機は原則として行わない。

※ このほか、期間中に限らず、作業・調査の重複排除にも引き続き取り組む。

以 上

(別添)

○ 概算要求等に伴う作業

例年8月末～9月上旬に提出を求めている概算要求関連調書(21調書)のうち、要求内容の詳細を把握するために作成する補助的調書(補助金等整理合理化等に関する調書、行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況調等の12調書)については、昨年同様、提出期限を9月末までに延長する取組を引き続き継続する。

また、例年7月中旬～8月下旬に提出を求めている決算書作成関連調書についても、決算の計数確定までに作業が可能なものについては提出期限を6月以前に前倒しするとともに、決算書本体ではない「決算の説明」作成関連調書など後ろ倒し可能なものについては提出期限を9月中に変更する昨年同様の取組を引き続き継続する。

さらに、記載内容の簡素化等、各府省の作業負担の軽減を図る。

○ 機構・定員要求等に伴う作業

例年8月末～9月上旬に作成を求めている機構・定員要求等の関係資料について、昨年行った廃止(5資料)、提出期限の9月中旬への延長(11資料)、記載事項の簡素化・作成作業の前倒し(2資料)を継続するとともに、ゆう活期間中に新たな資料の提出は求めないこととする。

また、要求事項の大括り化や、要求理由や業務改革の内容等が共通するものの記載の一括化等を促進し、関係資料に係る分量及び作業量を減らす。

○ 会計検査院の实地検査

期間中の会計検査院の实地検査については、各検査対象機関と調整して、実質的な検査時間を確保しつつ、従前よりも検査開始時刻を早めるなどにより、検査対象機関の期間中の勤務時間に合わせて終了する。

○ 官庁訪問(採用活動)終了時刻の前倒し

官庁訪問(8月に実施)における就職希望者の面接の終了時刻(22時)をできる限り前倒しするよう取り組む。